

令和 7 年度

東近江市農業委員会
第 5 回（8 月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和7年8月12日（火）午前9時30分から午前11時45分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 35人 欠席委員 5人

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	出	21	欠
2	出	22	出
3	出	23	出
4	出	24	出
5	出	25	出
6	欠	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	欠
13	出	33	出
14	出	34	欠
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	欠
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（副会長）	出		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

議案第5号 東近江農業振興地域整備計画の一部変更について

- 議案第 6 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）変更（案）について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 報告第 4 号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	出	主 任	出
参 事	出	主 事	出
参 事	出		

農業水産課

係 長	出		

6. 会議の内容

議 長 それではただ今から、令和 7 年度 第 5 回（8 月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は 35 名、欠席者数は 5 名（〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号 18 番〇〇〇〇委員、19 番〇〇〇〇委員のお二人を指名します。

日程第 2、議事の上程です。

最初に議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 お疲れさまです。
 それでは議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

議案書 2 ページを御覧ください。

番号 1 について、議案書の記載のとおり、小田苧町地先の農地 1 筆面積 1,500 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号2について、議案書の記載のとおり、長勝寺町地先の農地1筆面積449平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人が農業を廃止され、譲受人が住宅を購入するにあたり、住宅の隣接農地も購入されます。

番号3について、議案書の記載のとおり、佐生町地先の農地1筆面積406平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の経営縮小に伴い、申請地の隣接農地を所有する譲受人が譲渡人の要望もあり、農地を一団的に管理し営農されます。

番号4について、議案書の記載のとおり、伊庭町地先の農地4筆合計面積1,814平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

議案書3ページを御覧ください。

番号5について、議案書の記載のとおり、合戸町地先の農地5筆面積15,822平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人が相続で農地を取得したが農業を行わないため、被相続人の子の妻である譲受人が引き継いで水稻及び麦を営農されます。

番号6について、議案書の記載のとおり、平尾町地先の農地5筆面積7,761平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。
譲渡人からの要望を受け、譲受人が住宅及び集落内の農地を譲り受け、水稻を営農されます。

番号7について、議案書の記載のとおり、建部北町地先の農地1筆面積95平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が引き継いで季節野菜等を栽培されます。

番号8について、議案書の記載のとおり、蒲生寺町地先の農地1筆面積667平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の労働力不足に伴い、譲受人が引き継いで経営面積を拡大されます。

番号9について、議案書の記載のとおり、蒲生寺町地先の農地1筆面積744平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の資金調達に伴い、譲受人が引き継いで経営面積を拡大されます。

議案書4ページを御覧ください。

番号10について、議案書の記載のとおり、蒲生寺町地先の農地2筆合計面積3,924平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号11について、議案書の記載のとおり、蒲生寺町地先の農地1筆面積1,019平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の農業廃止に伴い、譲受人が経営面積を拡大されます。

番号 12 について、議案書の記載のとおり、蒲生寺町地先の農地 1 筆面積 747 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

番号 13 について、議案書の記載のとおり、蒲生寺町地先の農地 1 筆面積 1,091 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人から譲渡人に要望し、譲受人が経営規模を拡大されます。

議案書 5 ページを御覧ください。

番号 14 について、議案書の記載のとおり、市辺町地先の農地 1 筆面積 314 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲受人が住宅を購入するにあたり住宅の隣接農地も購入され季節野菜を栽培されます。

番号 15 について、議案書の記載のとおり、下岸本町地先の農地 1 筆面積 2,282 平方メートルの内 1,282.1 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。
譲渡人の高齢化による経営縮小に伴い、譲受人が経営規模を拡大されます。
残る 999 平方メートルについては、転用し住宅及び農業用倉庫を建てられる予定です。詳細については、議案第 3 号にて説明します。

番号 3 は譲受人の所有している地目が農地である筆について現況が道路であるため、速やかに是正をする旨の確約書を提出いただいています。
また、番号 4 は譲受人の所有している地目が農地である筆について倉庫が建てられているため、速やかに是正をする旨の確約書を提出いただいています。

番号 2、番号 5、番号 7 及び番号 14 は譲受人の取得後における耕作面積が 50 アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

また、番号 6 は譲受人の取得後における耕作面積が 50 アール以上であるが、営農計画書の提出がありましたので、添付してあります。

また、番号 2 の農地を初めて取得されることについて、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜等を育てていかれること、農業に必要な知識や技術を知人から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。
番号 14 の農地を初めて取得されることについても、営農計画書の内容から、家庭菜園目的で季節野菜等を育てていかれること、農業に必要な知識や技術を両親から教授してもらいつつ、継続的に営農をされていく旨の確認をしました。

番号 2 について、担当農業委員に現地確認いただいたところ防草シートが敷かれています。今後、農地に作付けされると聞いています。

番号 4 の譲受人について、担当農業委員に現地確認いただいたところ農地であると判断いただいています。申請時に農地復元計画書の提出をいただいております。土壌改良をされる予定です。

なお、番号 8 の申請地の現況については、耕土の上にブロック等が置かれている状況であることから農地復元利用計画書を提出されており、許可後、耕土上

に置かれているものは撤去していただく予定です。農地全てを耕作または保全管理をしていただきます。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力すること、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どの案件についても譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号1から番号15までを一括して何かご意見はございますか。

よろしいでしょうか。

ご意見もないようですので、採決に移ります。

番号1から番号15まで承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。
議案書の6ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。

本件は、近江八幡市に居住する者が、自ら所有する和南町地先の農地1筆、面積304平方メートルの土地を住宅及び物干し場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、申請人の父が農地転用の許可を受けずに、住宅及び物干し場として利用し、申請人は平成4年に相続によって取得して現在まで利用してきた経緯があることから、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、引き続き住宅及び物

干し場として利用するためとしています。

土地の利用計画につきましては、今後も住宅及び物干し場として利用されます。土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、既存の周囲側溝にて処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、農地区分が第3種農地であるため、原則許可できるとなっております。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、種町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積64平方メートルの土地を居宅の増築として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の隣接地に2階建ての自宅がありますが、加齢とともに階段の昇り降りが難しくなり、1階部分のみでの生活が余儀なくされており、寝室等を1階に設けたく、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、居宅1階分の増築として利用されます。

土地の造成計画につきましては、建物部分は耕土を鋤取り、整地されます、その他の部分は現状のまま利用されます。雨水については、敷地内側溝を通り西側の道路側溝に放流処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和7年6月26日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、尻無町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地2筆、合計面積342平方メートルの土地を資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が令和5年から資材置場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の近接地で園芸サービス業の経営を計画していますが、資材置場が必要であるため、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、石材や植木を置いておく資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、土地改良法に基づく非農用地区域内の土地を土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に関する事業であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、勝堂町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積151平方メートルの土地を農業用施設として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が平成元年から農業用施設として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請人が平成元年に隣接地を含め一体として農業用施設として軽微変更を行い、今回の申請地以外の部分は当時転用申請を行っていましたが、今回の申請地部分だけ転用がされていないことが、最近判明したため本申請に至りました。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は申請地の周辺で農業を行っており、農産物の出荷作業を行う場所が必要であり、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、申請人が所属する農業組織の組合員が共同で乾燥・袋詰・出荷を行う作業場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、隣接する水路から近くの河川に放流し処理されます。

申請地は農振農用地であり、原則許可できませんが、農業振興地域整備計画における農用地利用計画において指定された用途に供するために行なわれるものについては、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、申請地は以前に軽微変更がされております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇委員です。

いずれの案件についても、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。以上ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

36 番

1番目の和南町の案件ですが、安土にお住まいの方が相続した時に判明しました顛末書付きの案件です。現状ですが住宅が建っており手前が物干し場でアスファルト舗装されております。第3種農地ですので問題は無いと思います。

2番目の種町の案件ですが、申請者の方が加齢と共に寝室の増設をしたいとのこと。申請地は以前田んぼでしたが現状、家庭菜園の畑になっていました。第1種農地ですが集落に接続しているのと、農振除外がされているため問題はないと思います。

3番目尻無町の顛末書付き案件です。現状、園芸サービスされている方が石材と樹木などの資材置場になっており、申請地は非農地設定されておりますので許可相当と思います。

4番目勝堂町の案件です。こちらも顛末書付き案件で生産組合さんが米の乾燥や出荷をされています。施設を増設された時に、その土地が申請出来ていませんでした。雨水の排水など問題はありませんので許可相当と思います。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、まず番号1について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号2について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号3について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

番号4について何か御意見はございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」と関連します議案第4号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
議案書の7ページから9ページをご覧ください。

番号1について御説明いたします。
本件は、沖野三丁目で設備工事業を営む法人が、沖野五丁目地先の農地2筆、合計面積2,787平方メートルの土地を売買で取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件の一部は、農地転用の許可を受けずに譲渡し人が以前から農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由については、事業拡大に伴い設備資材を保管する場所が手狭となり、隣接地についても、資材置場として利用していることから利便性の良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画については、資材倉庫、ユンボ、ダンプ、砕石、パイプ等の資材置場として利用されます。
土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り、整地後、砕石仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に設置する吸込槽にて処理されます。
申請地は第2種農地と判断できますが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであるから、立地基準上は例外的に許可できるものです。
また、申請地は令和7年6月26日付けで、農振農用地いわゆる青字から白字に除外されております。

他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です

番号2について御説明いたします。

本件は、大塚町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積57平方メートルの土地を贈与により取得し、物干場及び庭として利用するために転用の申請があったものです。なお、本案件は昭和55年以前から物干場及び庭として利用してきた経緯があり、顛末書付きの是正申請となっております。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地に隣接する住宅に居住しており、今後も一体利用をするため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、引き続き物干場及び庭として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について御説明いたします。

本件の借人は、今在家町に所在し、主に砂、砂利、玉石採取及び販売業や土木建築事業を営み、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で、五個荘奥町地先の農地4筆、合計面積9,110平方メートルの土地を、賃貸借により砂利採取として一時利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、コンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められていることから陸砂利を採取するのにあたり、申請地が愛知川に近く砂利採取に適しており、砂利採取事業に着手するものです。

土地の利用計画につきましては、転用に係る農地をトラロープで仮囲いをし、出入口部分にはバリケードを、道沿いにはフェンスバリケードを設置し、必要に応じ安全保安員を設置されます。

掘削を行う農地は、境界線から保全区域2メートルを確保し、1対1の掘削勾配を深さ約5メートルまでバックホーで採掘、採取した後、10トンダンプに積込・運搬し、搬出する計画であります。採取後は、契約業者より調達した良質土を地主等が確認の上、埋め戻すこととしています。

採取場へは、県道52号栗見八日市線を利用し申請地へ侵入をされます。

申請地は、農振農用地区域内農地であることから原則許可できませんが、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から1年間の計画です。なお、隣接地である五個荘奥町地先の農地3筆及び建部下野町地先の農地1筆、合計面積8,480平方メートルの土地を令和6年11月19日付けで現在一時転用で砂利採取を行っており、令和7年10月に完了する予定となっております。

また、添付書類については、令和7年8月1日付で農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書の他、隣地承諾書、耕作者の同意書、地元自治会長及び農業組合長の同意書、土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約がなされております。

なお、本件は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、大阪市に所在する不動産の建築、賃貸及び太陽光に関わる事業等を行う法人が、桜川東町地先の農地2筆、合計面積4389平方メートルの土地に地上権を設定し、太陽光発電設備を利用するために転用の申請があったものです。申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地が土砂災害警戒区域外であり面積要件等事業面での要件も好条件であること、また、申請地は土地の切盛や山の切り開きも不要な土地であり、同社の企業理念を損なわないことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、太陽光パネルを2,448枚、パワーコンディショナーを18台設置されます。また、防犯設備として、事業地の周囲にフェンスを設置されます。

土地の造成計画につきましては、工事は行わず、雨水については、敷地内浸透をし、河川側へ放流されます。

申請地は第2種農地と判断でき、第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。

地元関係者との協議書も提出されており、他添付書類についても問題ありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5は、垣見町に居住する者が、下岸本町地先の農地1筆、面積2,282平方メートルの内999平方メートルの土地を売買で取得し、住宅及び農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本申請地の転用以外の農地につきましては農地法第3条で同時に取得されます。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は愛東地域で大規模に農業を行っていますが、現在住んでいる場所からは距離があるため、自己の農地に比較的近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自己用住宅及び農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、申請地北側の既設の道路側溝へ放流処理されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和6年8月1日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇委員です。

番号6について御説明いたします。

本件は、東沖野四丁目に所在するガソリンスタンド業を行う法人が、神田町地先の農地2筆、合計面積1,599平方メートルの土地を売買で取得し、充電スタンド兼休憩所として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件の一部は、農地転用の許可を受けずに申請人が以前から駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は県道に面しており、交

通量も多く、商業施設のオープンにより遠方からの利用者也増加しているため利用者が増えており、既存の施設では手狭であるため、既存施設に隣接して利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、充電施設及び休憩施設 1 棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、アスファルト舗装仕上げとする計画です。雨水については、油分分離槽を通り吸込槽から地下浸透で処理されます。

申請地は第 1 種農地と判断でき、原則許可できませんが、隣接する既存施設で国道又は県道沿いにある、流通業務施設や休憩所については立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和 6 年 8 月 22 日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

他添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は、都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 7 について御説明いたします。

本件は、大清水町に所在するアパートの経営を行う法人が、建部北町地先の農地 1 筆、面積 1,014 平方メートルの土地を売買で取得し、賃貸用長屋住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は滋賀県内で複数のアパートを経営し、事業の拡大を考えており、幹線道路に近接し、八日市中心部まで車で近く居住エリアとして優れている当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、賃貸用長屋住宅 1 棟 12 戸分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、長屋住宅以外の部分はアスファルト舗装仕上げとする計画です。雨水については、敷地内に新設する吸込槽から地下浸透で処理されます。

申請地は、第 1 種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

なお、申請地は、都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請中であり、農地転用の許可は、この許可と同時に行うものとします。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号 8 について御説明いたします。

本件は、甲津畑町に居住する者が、山上町地先の農地 1 筆、面積 742 平方メートルの土地を売買で取得し、店舗併用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、永源寺地先でコインランドリー店の需要があることから、自らコインランドリー店を営む計画で店舗併用住宅を建設後引っ越ししされます。建設予定地は、国道に面しており利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、建築面積 140.84 平方メートルの店舗併用住宅 1 棟として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画です。雨水については、敷地内のU字溝に集水し道路側溝に放流されます。

申請地は、第1種農地と判断でき、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9と事業計画変更番号1と関連する申請のため一括して御説明いたします。本件は、近江八幡市に所在する土地・建物の売買、賃貸、仲介業等を行う法人が、下里町地先の農地1筆、面積19平方メートルの土地を売買で取得し、建売分譲宅地（7区画）として利用するために転用の申請があったものです。先月にも本案件に関する申請がありましたが、申請地内に登記地目は原野がありますが、現況が田の農地があり、転用許可を受ける必要があったことが新たに判明したため、追加で申請されたものです。

事業計画変更に関しましては、先月の申請に3筆に今回の1筆を加えるための変更であり、土地利用に関しまして変更はありません。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地周辺は静かで子育て世代にとって居住環境に恵まれ場所であり、住宅の需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地7区画分として利用されます。土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、土砂を入れ、整地される計画で、雨水については、既設の道路側溝へ放流処理されます。

申請地は第3種農地と判断でき、原則許可できるものとなっております。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇〇〇〇委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査しましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。また、番号3、番号4は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。

40 番

1番ですが、顛末案件で一部建物が建っています。隣接にソーラーパネルがあり、倉庫との間に資材置場として利用されます。申請内容については問題が無いと思います。

2番も顛末書案件であります。申請地は畑でありますが現状は砂利が敷かれています。これも問題はないと思います。

5番につきましては、写真の手前が譲受人の住居になりまして奥の方は1,282平方メートルの農地は議案1号で申請されておりました。これについても問題はないと思います。

38 番 6 番ですが充電スタンド、休憩所の件ですが今、車が止まっているところが顛末案件になります。交差点のところがガソリンスタンドがありその隣の農地と顛末書の所が申請地になります。事務局の説明のとおり許可出来ると思います。

7 番建部北町で、現状が田んぼでアパートを建てられます。道路を挟んで敗退側には住宅が建っております。隣接には田んぼがあります。事務局の説明のとおり許可は出来ると思いますが一部の農地が日陰になるのが少し気になります。

8 番山上町の案件で申請地の前が国道 421 号線で隣接には自動車修理屋さん住宅にありまして間に挟まれた土地になります。こちらの方事務局の説明のとおり許可は出来ると思います。

9 番ですが、先月すでに許可が出ていますが、一部 12 平方メートルが出来ていなかったもので、申請と事業計画変更になります。こちら問題ないと思います。

30 番 7 月 31 日に許認可検討委員会を開催しまして、申請者から説明を受け現地確認をしました。

3 番奥町の砂利採集のところですが、申請地の道を挟んだ所で令和 6 年 11 年から農地 3 筆を砂利採集しておられまして、その時心配していましたが農地 1 筆が残っていただけで、水の持ちや道路の通行について確認したところ問題はありませんでした。現在採取しているところは 11 月終わる予定です。今回の申請地ですが、現在仕事されていますので周りの農業者や改良組合、地主と関係も良好に保たれていまして、作業の邪魔もなく苦情もないので今回作業をされるのも問題ないと思います。

4 番桜川東の太陽光発電のところですが、現場は平らな土地で雑草も多く周りを歩いて確認をすることが厳しいところです。農地 2 筆を申請されていますが残りの部分は数年前から太陽光発電の話があったみたいです。隣接は水路を挟んで田んぼと堤防の道となります。特に周辺のうちに影響もありませんし、許可相当と思います。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは御意見等伺いたいと思います。

番号 1 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 2 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 3 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号 4 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

- 10 番 太陽光施設ということで転用してしまえば、前の営農型の農地の場合は 100 パーセント出来ない制限があるが、転用してしまえば、制限の問題は無いのか。
- 事務局 転用すれば制限はありません。今回は営農型ではありませんので。
- 議長 他ありませんか。
- 番号 5 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。
- 番号 6 について何かご意見はございますか。
よろしいですか。
- 13 番 6 番ですが土地が 2 筆ありますが 1 筆は顛末案件ですが、確かスタンドを建設されるときに工事の現場事務所で一時転用された記憶がありますが、一旦は復元されないと駄目ですね。今回顛末案件なので通すのか。一時転用で許可しているので一旦は復元するのが筋ではないのかと思います。
- 事務局 今回の顛末部分は一時転用で許可が出ており工事車両などや材料を置いてありました。その後、農地に戻して、農地復元完了報告書も貰ってあります。その後にはいまの現状になっています。
- 13 番 農地に戻しているのは確認しているの。
- 事務局 確認しています。
- 13 番 また碎石を入れているのは許可なくしているのではないか。
- 事務局 許可なくされていますので顛末案件となっています。
- 13 番 見え見えの事をされて、諮られてもなかなか手を挙げられない。
- 事務局 担当者から申し上げましたとおり、一旦は一時転用で農地復元届を受理した後に、事前着工この様な状態になっているようですけど、先月この申請を受付けた時に、一旦農地に戻すといったリスクという事と、これを顛末書付きで事前着工で反省されているのであれば、前向きに立地基準、一般基準にただし合わせて許可相当の事案となる案件ですので、前向きに他の顛末案件と同じような形で一緒ですので、顛末処理をして許可申請を受付けさせて頂いた次第でございます。本来でしたら基本的に事前着工ですので、悪意があるような事も考えられますが、他の顛末案件と同じように許可条件に相当する事案については是正することで、適法にすると判断させて頂いた経緯がありますので、その点ご審議頂きますようよろしくお願いいたします。
- 議長 この案件は、以前一時転用されており、一旦農地に戻しております。その後、すぐに事前着工でございますので、見え見えな状況でございます。このような意見についても申請者に厳しく事務局から説明をして貰いまして許可を考え

ていますがどうですか。

15 番 タイムスケジュール的に教えて頂きたいのですが、一時転用が終わりまして農地復元計画を提出されたのは、何年の何月ですか。

事務局 今、手元に資料がありませんのでわかりませんが、当時受けたのは確実に覚えています。

15 番 提出されたのが何年何月か教えてほしい。それと農地の復元は事務局は確認されましたか。

事務局 届に写真を添付されていますので、現地は直接見ていません。

15 番 今の形になったのは何時ぐらいからですか。復元計画書を出されてから何時ぐらいに、このような状況になりました。先程の説明では致し方がないのでお願いしたいとの表現ですが、その辺のタイムスケジュールがどのようになっているのか。農地復元計画が出された日付と、実際確認した日付と、この様な状況になったのは日付の3点の日付を知りたい。

事務局 農地復元の日付はわかりますけど、この様な状態になった日付は本人からの聞き取りが出来ていないのでわかりません。

16 番 農地に復元されたのは最近ですか。

事務局 1年以上前と思います。

16 番 農地復元されてからこの様な状態になったのは2、3年くらい。今まで色々顛末付きの案件が数多く出てきていますよね。申し訳ないが10年、20年、30年が経過して顛末書付きでこれはしょうがないとみなさんも判断されますが、わずか2、3年の間一時転用が終わり農地に復元しました。それでこのような形で碎石を入れるのはスパンが短いのではないかと思います。何か確信犯ではないなかと思いますが。こう言うことを認めると顛末書付きで通してしまうと、今後も同じような案件が出てきたときに顛末書付きで通してしまう。委員会として線引きをして対応をした方が良くと思います。

14 番 この案件は事務局の中で議論にならなかったのですか。事務局としてこの案件どの様に考えておられるのかな。申請の時に測量士が入っているでしょ。一時転用の時も測量士が入っているでしょ。測量業者は地権者にその話を説明しているはずですよ。それもわかっていて、なぜ農業委員会は議論にならないのか不思議です。開発でも事前着工したら全部農地に戻させるはずでしょ。それと同じ事と思う。そう考えると事務局は先程前向きと言われたが、これは前向きの案件ではないと思いますが。

事務局 先程、〇〇委員さん、〇〇委員さんから事務局の中で問題にならなかったのかですが、〇〇委員さんからご指摘がありました質問は初めて聞きました。当時

の担当が〇〇でしたので他の職員も知らなかったもので、普通の顛末案件と思っていました。〇〇委員さんから指摘された経緯がございましたが、その事があれば必ず内部協議の時に話し合いをして、申請者に聞き取りをしますが申し訳ないことで、通常の顛末案件と思っていました。過去の経緯を知らなさ過ぎましたので反省しているところであります。今後、許可できるかという事は、もっと慎重に行かないと思っています。

事務局長 今、〇〇が言いましたとおり顛末案件で申請が出てきた段階で、通常の顛末案件と思っていました。今、言って頂きましたとおり顛末案件で30年前もあれば、10年前や1年前と沢山あります。何を基準で、何年やったら顛末案件が良いのかと言った話にもなるのかなと思います。30年前だったら良いのか。1年やったらダメなのかの話になるのですが、先程も話がありましたとおり、過去に一時転用があった話を私たちが知らなかったこともあります。行為としては良くはないですが、顛末案件で処理ができると思っていましたので、今回許可が頂けたら業者さんには厳しく指導はさせていただきます。このような事が今後ないように。ご理解をよろしくお願いします。

14 番 許可しろと言うことですか。

事務局長 もし、許可を頂けたらの話で過去の経過もありますので一旦継続案件にさせて頂いて経過を調べるのも一つの方法だと思います。

議長 他ご意見ございますか。

13 番 仮に罰則規定はありますか。

事務局 刑事罰や罰則規定はございます。他の市町で刑事罰があったと聞いています。東近江では違反転用はありませんでした。

26 番 間違っていたら申し訳ありませんが、そのまま経過されたのですね。重機で土を揚げてないのですね。

事務局 完了写真で確認していますので重機で整備されたかの確認はしていません。

23 番 勉強のために教えてほしいのですが、5条申請で今初めて譲受人が土地を取得されるのですね。一時転用は前の持主がされたのですか。前の申請は誰がされたのですか。

事務局 当時の一時転用者ですが工事業者と認識しています。今回の申請者では無かったと思っています。

事務局長 ややこしい話になってすいません。この案件については〇〇委員さんからもありましており経過もありますので、確実に調べさせていただきまして来月の月例総会の時に報告をさせて頂きたいと思いますので、継続審議とさせて頂いてもよろしいですか。

13 番 復元写真もお願いします。

事務局長 はい。代理人にも聞き取りをさせて頂いて、再度来月に説明させて頂きますのでよろしくお願いいたします

議長 事務局長から説明がありましたとおり、この案件につきましては継続審議と言うことで来月審議したいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

番号7について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

番号8について何かご意見はございますか。
よろしいですか。

議案第3号 番号9及び関連します議案第4号 番号1について、何かご意見は
ございますか。
よろしいですか。

御意見もないようですので、採決に移ります。
議案番号6番以外について

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「東近江市農業振興地域整備計画の一部変更」についてを議題と致します。

本議案は、農業振興地域整備計画の一部変更に対しての意見を農業委員会に求めるための議案です。

まず、案件ごとに農振除外の概要について、農業水産課の〇〇が説明致しまして、続けて私から農地転用の許可見込みと意見の案を説明いたします。

なお、本日は農振除外の議案でありまして、除外後の転用等に関しては、その都度、月例総会でご審議いただきますので、ご理解をお願いします。

それでは、番号1から説明いたします。

本日は令和7年4月に受付しました、農業振興地域整備計画の変更申出5件について、振法施行規則の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くものです。
それでは各案件について説明致します。

1件目について説明いたします。
申出者は〇〇〇〇〇〇〇〇です。

地の端の部分であり、周辺農業への影響はありません。
地域計画には含まれておりましたが、事前に農業組合長の同意を得ており、7月の協議の場において変更を諮って了承を得ております。

当該農地は、農振除外になると良好な営農条件を備えている 第1種農地と判断される5条転用案件です。

転用につきましての「立地条件」は、既存施設の拡張であり転用許可出来ること。また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

3件目について説明します。

申出者は〇〇〇さんです。

申出地は山路町〇〇〇〇番〇の一部です。

除外申出面積は998.6平方メートルです。

申出目的は駐車場です。

申出者はレンタカー事業を営んでおり、事業拡大によって駐車場が不足することから事務所に近いこの土地で申出をされました。

申出名義が個人名となっていますが、個人事業主として、業務レンタカーという会社のフランチャイズで営業されているためです。

黄色着色部分が現在の駐車場、赤枠部分が今回の申出地です。オレンジの着色をしている場所が事務所です。

事務所周辺の市街化区域内に複数の駐車場を有していますが、現状既にいっぱいの状況となっています。また事業拡大のために新たな車の導入を計画していますが、追加の駐車場を確保できる場所がないことから、今回の申出となりました。

こちらは現在の駐車場の写真です。市街化区域内の空き地となっている場所を利用していますが、狭い駐車場が点在している状況のため、現在の100台ほどの所有台数に対しても、既に駐車場が不足気味で出し入れが非効率な状態となっています。

こちらが土地利用計画図です。

農地の一部分に45台分の駐車場を設ける計画です。

残る農地については土地所有者が耕作を続けられます。

左側の方に農道があり、そこから農機が進入することになります。

また図面の右上部分に暗渠排水があるため、これらの場所を避けた配置となっています。

こちらが現況の写真です。

農地としては過去にほ場整備事業が行われていますが、土地改良事業完了後8年経過しています。申出地は集団農地の一部ですが、市街化区域に隣接する農地の端になっています。地域計画には含まれておりましたが、事前に農業組合長の同意を得ており、7月の協議の場において変更を諮って了承を得ております。

当該農地は、農振除外になると良好な営農条件を備えている第1種農地と判断される5条転用案件です。

転用につきましての「立地基準」は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域

において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして転用許可出来ること。

また、一般基準においても転用の確実性があり、周辺農地への営農条件の支障はなく転用許可の見込みはあることから農振除外はやむを得ないと判断します。

4件目について説明します。

申出者は〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社です。

申出地は五個荘清水鼻町〇〇番〇の一部、〇〇番〇の一部です。

除外申出面積は 229.05 平方メートルです。

土地利用目的は送電鉄塔の建て替えです。

既存の送電用鉄塔が老朽化により建て替えが必要になったため、申出地に新たな鉄塔を建てるため申出をされたものです。

黄色の着色部分が既存の鉄塔、赤枠部分が今回の申出地です。既存鉄塔の隣地において建て替えを行う計画です。

なお、建て替え終了後、既存の鉄塔は取り壊して農地として復旧されます。

こちらが現況の写真です。

事業目的が電気事業法による一般送配電事業の用に供する工作物の設置に該当し、公益性が高い事業のための施設として、対象地が「農業振興地域の整備に関する法律において農用地に含めることが適当ではない土地」の扱いとなることから、農振地から除外することとなります。

画面左側が土地利用計画図、右側が立面図となっております。

今回農業委員会において意見を求めています、公共性の高い事業と認められることから、4月の受付後に庁内の意見照会を経て、既に着工許可が出ております。

当該案件につきまして、農地法施行規則第 53 条第 14 号の「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系、若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため権利を取得する場合」により転用の許可を要しないものです。

農業上の土地利用への影響はないと考えられること。また、事前に土地利用協議を行い、農業委員会は協議を了した場合、異議はないものと判断できることから、農振除外はやむを得ないと判断します。

5件目は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇推進協議会からの土地改良事業に伴う編入の申出です。

八日市の 16 地区において国営農地再編整備事業によって、水田の大区画化及び用排水路の整備を行います。

今回の申出は、この土地改良事業の対象区域内にある白地農地を青地へ編入するものです。

編入する箇所は画面上で表示しておりますとおり、八日市 16 地区の国営事業対象地において、点在している白地農地です。合計で 54 筆、39,784 平方メートルの編入となります。

なお、国営事業全体としては、受益地が 681 ヘクタール事業期間令和 7 年から 20 年となります。

土地改良事業の受益地については原則農用地区域に含める必要があることから、農用地区域へ編入します。

当該案件につきまして、土地改良事業によるもので、農用地区域編入は適当と判断します。

以上、事務局の意見としましては

番号1から番号5につきまして、農地利用計画の変更は止むを得ないと判断します。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。

2 番 番号2の〇〇〇〇さんですが、重機を沢山置かれると言う事ですが、昨年事務所の裏の畑を一時転用で借りられておられると思いますが、その場所を借りておられるのか、購入されていたのか覚えていませんが、その場所は利用しないのですね。

事務局 はい、一時転用の話は伺っています。現在48台の重機がありまして、現在市内何台か置かれているのと、市外の野洲や守山の工事現場にも置かれていまして、安全面や管理面のところで問題がありますので、これらを全て集約しまして管理するという事でありまして、今の一時転用されているところを返却すると明確な答えはされていませんでした。

2 番 また、確認をおねがいします。

事務局 わかりました。

議長 他にご意見ございますか。
よろしいですか。
ないようですので採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)変更(案)について」を議題と致します。

事務局 農業経営基盤強化促進法の基本的な構想の見直しについて、説明をさせていただきます。以降、基本構想と呼ばさせていただきます。

最初に基本構想とは何か、について説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法では、都道府県が定めた基本方針に基づき、市町村が地域の実情を踏まえた上で、基本構想を定めることとなっています。

基本構想は、将来概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めるものです。

主に、認定農業者、新規就農者への認定等に係る基準として必要となります。

東近江市では、令和５年度の地域計画制度が始まった際に前回の見直しを行っております。

今回の基本構想の見直しについては、農業経営基盤強化促進法の改正によって令和７年３月３１日までで利用権の設定、いわゆる相対契約が廃止されたことに伴い、内容の変更が必要となったものです。

基本構想を変更する際には、農業協同組合、農業委員会の意見を聞き、滋賀県の合意を得たうえで、公告をすることとなっています。

本日の案は各農業協同組合とは協議済みとなっており、県に対しても事前の確認を受けています。

それでは、今回の変更点について説明をさせていただきます。

お手元に基本構想の新旧対照表をお持ちだと思います。こちらは左側が今回の変更案である新、右側が令和５年策定の旧の内容となっております。また今回変更となった部分を黄色で着色しています。

今回の変更内容については、大きく３つです。

一つ目は、先ほども申し上げましたとおり利用権の設定が廃止されたことに伴い、利用権の設定に関する文章を削除、および変更しております。こちらが一番大きな変更点となります。

二つ目は、地域計画の協議の場の開催に関する文言の修正です。令和５年に変更した内容では、地域計画を一から作成する段階での文章となっておりますが、令和６年度に市内の地域計画の策定が完了していますので、今後の変更における協議の場の設定に関する内容へ変更しています。

三つ目は、前回作成されてから二年経過したことに伴う時点の更新、および関係機関に意見を聴いた際の意見によって一部文言を修正・追加したものです。

それぞれの細かい内容について説明いたしますと、

利用権の設定に関する記述の削除及び変更については、文章中何度も出てきます「利用権設定」に係る文言を「農地中間管理機構を通じた貸借」等文章に合わせて変更しています。

また、農業経営基盤強化促進事業に係る記述及び別紙に記載がありました利用権設定の中身について削除しています。

地域計画の協議の場の開催時期に関する記述の変更については、該当する箇所は１０ページのみです。令和５年度、６年度に関する記述を削除し、今後の協議の場の開催については、年１回以上協議の場を開催すると変更しています。

一部文言の追加・修正及び時点更新については、利用権設定の廃止とは直接関係ありませんが、今回の修正において関係機関への意見照会の中で、指摘のあった文言の追加及び時点の修正です。

主な内容としましては、画面に表示しておりますとおりです。修正内容としましては、主要農産物に大豆がなかったため追加したほか、文言の統一や分かりやすくするためのものです。

今回の変更内容としては以上となっております。

繰り返しての説明となりますが、今回の変更は令和７年３月で利用権設定が廃止されたことに伴い、利用権に関する文言を削除及び一部変更する必要があります。変更となった箇所について意見を頂きたい、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。
本案について何かご意見はございますか。
ないようですので、採決に移ります。
本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から第5号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局

報告第1号、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告」について説明いたします。議案書13ページをご覧ください。
番号1番、五個荘石塚町の一般住宅の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出の報告」について説明いたします。
議案書14ページをご覧ください。
番号1今崎町の分譲住宅の案件から番号3 今崎町の住宅、庭及び駐車場の案件について、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告させていただきます。

次に、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」説明いたします。議案書15ページから18ページをご覧ください。
番号1から番号21まで、すべて相続により所有権を取得されたものです。
いずれの案件も農地法第3条の許可を要しないことから事務局長の専決により受理通知を交付しております。
届出人の「あっせん希望の有無」については、番号7が「有」となっておりますが、担当地区の農業委員さん情報共有し、対応いただいております。

次に、報告第4号「農地の貸借権の合意解約の報告について」説明いたします。
議案書の19ページから21ページをご覧ください。
賃貸借権の合意解約につきましては、19ページ、20ページの番号1から番号7です。
また、使用借権の合意解約につきましては、21ページの番号1から番号4です。
合意解約内容につきましては議案書に記載のとおりです。
報告案件の説明は以上となります。

議長

事務局の報告が終わりました。
報告第1号から第4号について何かご質問はございますか。
特にないようですので、これで報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。

これをもって令和7年度第5回（8月期）月例総会を終了いたします。

長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

18 番

19 番